

令和8年度 大田区指導監査会計指導員（会計年度任用職員）募集案内

令和8年 10月 13日

大田区福祉管理課

1 職名・採用予定人数等

職名（職務名）	指導監査会計指導員
採用予定数	1名

2 受験資格

（１）、（２）の要件を満たす方

（１）次のいずれかの資格又は経験を有する方

- ア 公認会計士、税理士又は中小企業診断士の資格を有する者
- イ 社会福祉法第 56 条、社会福祉法第 144 条により準用される同法第 56 条第 1 項、介護保険法第 23 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 10 条第 1 項、児童福祉法第 57 条の 3 の 2、同法第 34 条の 17 第 1 項、同法第 46 条又は子ども・子育て支援法第 14 条の規定による会計に関する指導監査・指導検査に 2 年以上従事した経験がある者

（２）地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しない方

（参考） 地方公務員法第 16 条

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3 勤務条件等

（１）職

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の職となります

（２）業務内容

- ア 社会福祉法第 56 条第 1 項の規定による社会福祉法人に対する会計に係る指導監査に関すること。
- イ 社会福祉法第 144 条により準用される同法第 56 条第 1 項の規定による社会福祉連携推進法人に対する会計に係る指導監査に関すること。
- ウ 介護保険法第 23 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 10

条第1項及び児童福祉法第57条の3の2の規定による介護サービス事業者等に対する会計に係る指導検査に関すること。

エ 子ども・子育て支援法第14条（第30条の3で準用する場合を含む。）及び児童福祉法第34条の17の規定による保育サービス事業者等に対する会計に係る指導検査に関すること。

オ 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人が作成する計算書類等の会計書類の点検、審査及び分析に関すること。

カ その他前各号に掲げる職務に準すると福祉部指導監査担当課長が認めた事項に関すること。

(3) 任用期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

※当職に在職する者を対象とした次年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが、再度の任用を保証するものではありません。

(4) 勤務場所、勤務日数、勤務時間、休日

勤務場所	大田区役所本庁舎 福祉部福祉管理課 ※施設へ実地指導を行う際は、現地に出張となります（交通費相当額は別途支給）。 ※敷地内は禁煙です。
勤務日数	週3日
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分（休憩1時間）
所定労働時間を超える労働の有無	有
休日	日曜日・土曜日・週休日2日（月曜日から金曜日までの間で固定された曜日）・祝日

(5) 報酬等

報酬額	248,584 円 （令和8年3月31日時点で当該職としての任用期間が引き続く1年以上ある方は、249,448 円）	
手当等	通勤手当（相当額）、超過勤務手当等 （2年度目以降は規定による手当が支給されます。）	
休暇 （年度内）	年次有給休暇	0 日 （2年度目以降は規定による日数が付与されます。）
	その他	慶弔休暇（有給）等の特別休暇
	※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年規則第41号)及び職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年規則第38号)によります。	
社会保険等	適用有 東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金、雇用保険、公務災害補償制度	

4 選考方法

書類審査・作文選考の後、面接選考を実施し、任用者を決定します。

面接選考は、令和8年10月下旬から11月上旬の予定です。日時等の詳細は、書類審査・作文選考の結果と合わせて通知します。

(1) 書類審査・作文選考

LoGo フォームで申し込む方は書類等の準備は必要ありませんが、あらかじめ顔写真データ（上半身脱帽正面のもの等）と作文課題「福祉施設・事業の会計・経理の透明性を確保し、適切な福祉事業運営を維持するために、あなたの過去の知識・経験を生かしてどのように事業者指導をするか。」（1000 字程度）の回答をご準備ください。

また、「2 受験資格（1）ア」で申し込む方は、公認会計士・税理士・中小企業診断士の資格等があることを証明する書類の写しも、あらかじめご準備ください。

郵送又は持参にて申し込む方は、次の書類を郵送又は窓口まで持参し、提出してください。

提出先等の詳細は「6 申し込み方法」をご確認ください。

提出 書類	①採用選考申込書 ※2 受験資格（1）イの各種法令の「規定による会計に関する指導検査に2年以上従事した経験がある。」で申し込む方は、<u>選考申込書の「経歴」欄を必ず記入してください。</u> ※採用選考申込書は大田区ホームページよりダウンロードできます。 URL：https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/kaikei/hoikukaikibosyuu.html ②職務経歴書 ※様式の指定はありません。 ③作文 課題 「福祉施設・事業の会計・経理の透明性を確保し、適切な福祉事業運営を維持するために、あなたの過去の知識・経験を生かしてどのように事業者指導をするか。」 （1,000 字程度。書式の指定はありません。） ④公認会計士・税理士・中小企業診断士の資格等があることを証明する書類の写し ※2 受験資格（1）アで申し込む方は、必ず提出してください。 ⑤返信用封筒 長形3号の封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼ってください。
選考 結果	令和8年11月上旬以降（選考結果は全員に郵送で通知します。）

なお、申込書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(2) 面接選考

「書類審査・作文選考」合格者に対し実施。詳細は面接選考対象者に通知します。

選考日	令和8年10月下旬から11月上旬（予定）
場所	大田区役所（予定）
選考方法	個別面接（15分程度）
合格発表	令和8年11月上旬以降（予定）（結果を面接選考対象者全員に郵送で通知します。）

5 評価基準

(1) 作文選考

要素	主な着眼点
問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

(2) 面接選考

要素	主な着眼点
知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度かどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

6 申込み方法

次のうち、いずれかの方法でお申し込みください。

(1) インターネットによる電子申請

申込方法	Logoフォームのページへアクセスし、画面の指示に従ってすべての必須項目を正しく入力して、送信してください。 リンク先： https://logoform.jp/form/8BrJ/1266771	Logo フォーム申込ページ 
申込期間	令和8年10月13日（火）午前8時30分から令和8年10月23日（金）午後17時15分まで（受信有効） ※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。余裕をもって申し込んでください。	
注意事項	・携帯電話、スマートフォンの設定で迷惑メール対策としてドメイン指定受信設定をされている場合に、LoGo フォーム「logoform.jp」からのメールを受信できない場合がございます。ドメイン「logoform.jp」からのメールが受信できるように設定してください。 ・申込みをした場合、採用選考の申込みを受け付けた旨記載のメールを送信します。	

	メールが届かない場合は申込期間中に必ず問合先までご連絡ください。 ・システムの保守警備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。 ・電子申請で申し込む前にあらかじめ顔写真データ（上半身脱帽正面のもの等）と作文課題「福祉施設・事業の会計・経理の透明性を確保し、適切な福祉事業運営を維持するために、あなたの過去の知識・経験を生かしてどのように事業者指導をするか。」（1000字程度）の回答をご準備ください。 ・顔写真データは、上半身のみで正面から撮影し、顔全体がはっきり写っているもの、直近3月以内に撮影したもの、帽子やサングラス等を身に着けていないもの、背景には物等が写っていないものをご用意ください。 ・「gif」「jpg」「jpeg」「png」ファイルのみ添付可能です。iPhoneの場合は「HEIF」から変換が必要です。 ・「2受験資格（1）ア」で申し込む方は、公認会計士・税理士・中小企業診断士の資格等があることを証明する書類の写しも、あらかじめご準備ください。 ・資格証明の写しは、PDF ファイルもしくは資格証の写しを添付した Word ファイルや Excel ファイルでご提出ください。
--	--

（２）郵送・持参による提出

	郵送	持参
提出方法	<u>4（１）に記載の①～⑤の提出書類を提出してください。封筒の表面に「大田区指導監査会計指導員選考申込書在中」と朱書し、簡易書留により郵送</u> してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	<u>4（１）に記載の①～⑤の提出書類を提出してください。</u> 下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	令和8年10月13日（火）から 令和8年10月23日（金）まで	令和8年10月13日（火）から 令和8年10月23日（金）まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内の消印有効	午前8時30分から 午後5時00分まで
申 込 先	〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所福祉部福祉管理課法人指導担当 （本庁舎8階 福祉管理課）	

7 個人情報について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方

法で廃棄しています。

8 その他

- (1) 記載されている報酬額等については、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。
- (2) 採用はすべて条件付採用とし、採用の日から1か月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務した時に正式採用となります。
- (2) 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。
- (3) 地方公務員法の営利企業等への従事制限の適用除外となり、兼業を行うことが可能です（採用後、兼業届が必要です。）

【担当・申込先】

大田区役所福祉部福祉管理課法人指導担当

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1749

大田区役所ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/>